

熊本県警察本部長が保有する行政文書の管理に関する規程を次のように定める。

平成 26 年 月 日

熊本県警察本部長 ○○ ○○

熊本県警察本部長が保有する行政文書の管理に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、熊本県行政文書等の管理に関する条例（平成23年熊本県条例第11号。以下「条例」という。）に基づき、熊本県警察本部長（以下「本部長」という。）が保有する行政文書の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第4条の作成すべき文書)

第2条 警察職員（以下「職員」という。）は、別表の各項の事項欄に掲げる事項について当該各項の業務の区分欄に掲げる業務を行うときは、当該各項の文書の類型欄に掲げる文書の類型を参照して文書を作成しなければならない。

(行政文書ファイル等の分類、名称及び保存期間)

第3条 本部長は、能率的な事務及び事業の処理に資するとともに、熊本県警察の有する諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるよう、条例第5条第1項及び第3項の規定により、行政文書及び行政文書ファイルについて、事務及び事業の性質、内容等に応じて系統的に分類し、分かりやすい名称を付さなければならない。

2 条例第5条第1項の保存期間は、次の各号に掲げる行政文書の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 別表の文書の類型欄に掲げる行政文書（次号に掲げるものを除く。） 同表の保存期間欄に掲げる期間

(2) 他の法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例による保存期間の定めがある行政文書 当該法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例で定める期間

3 条例第5条第1項の保存期間の起算日は、次の各号に掲げる行政文書の区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、行政文書を作成し、又は取得し

た日（以下「文書作成取得日」という。）から1年以内の日であって各号に定める日以外の日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると本部長が認める場合にあっては、その日とする。

- (1) 暦年により管理することが適當な行政文書 文書作成取得日の属する年の翌年の4月1日
- (2) 年度により管理することが適當な行政文書 文書作成取得日の属する年度の翌年度の4月1日

4 条例第5条第3項の保存期間は、行政文書ファイルにまとめられた行政文書の保存期間とする。

5 条例第5条第3項の保存期間の起算日は、次の各号に掲げる行政文書ファイルの区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、行政文書を行政文書ファイルにまとめた日のうち最も早い日（以下この項及び第6条第1項において「ファイル作成日」という。）から1年以内の日であって各号に定める日以外の日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると本部長が認める場合にあっては、その日とする。

- (1) 暦年により管理することが適當な行政文書ファイル ファイル作成日の属する年の翌年の4月1日
- (2) 年度により管理することが適當な行政文書ファイル ファイル作成日の属する年度の翌年度の4月1日

6 第3項及び前項の規定は、文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする行政文書及び当該行政文書がまとめられた行政文書ファイルについては、適用しない。

（保存期間の延長）

第4条 本部長は、条例第5条第4項の規定により、次の各号に掲げる行政文書ファイル等について保存期間を延長する場合は、当該行政文書ファイル等の区分に応じ、当該各号に定める期間が経過する日までの間、当該行政文書ファイル等を保存しなければならない。この場合において、一の区分に該当する行政文書ファイル等が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過するいずれか遅い日までの間、保存しなければならない。

- (1) 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了する

までの間

- (2) 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるものの 当該訴訟が終結するまでの間
- (3) 現に係属している不服申立てにおける手続き上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間
- (4) 熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）第6条第1項に規定する開示請求があったもの 同条例第11条第1項又は第2項の決定の日の翌日から起算して1年間
- (5) 熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第14条の規定による開示請求又は第23条の規定による訂正請求があったもの 同条例第19条第1項若しくは第2項又は第25条第1項の決定の日の翌日から起算して1年間

2 本部長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、その職務の遂行上必要があると認めるときは、その必要な限度において、一定の期間を定めて行政文書ファイル等の保存期間を延長することができる。

（保存期間満了時の措置）

第5条 条例第5条第5項の保存期間が満了したときの措置は、別表の各項の事項欄に掲げる事項に係る行政文書ファイル等について、当該各項の保存期間満了時の措置欄に定める措置とする。

（行政文書ファイル管理簿の記載事項等）

第6条 条例第7条第1項の規定により行政文書ファイル管理簿に記載しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 分類
- (2) 名称
- (3) 保存期間
- (4) 保存期間の満了する日
- (5) 保存期間が満了したときの措置
- (6) 保存場所
- (7) 文書作成取得日（行政文書ファイルにあっては、ファイル作成日）の属す

る年度その他これに準ずる期間

- (8) 前号の日における文書管理者（行政文書ファイル等を現に管理すべき者として本部長が定める者をいう。第11号において同じ。）
- (9) 保存期間の起算日
- (10) 媒体の種別
- (11) 行政文書ファイル等に係る文書管理者

2 本部長は、行政文書ファイル管理簿を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製しなければならない。

（条例第7条第1項ただし書の規則その他の規程で定める期間）

第7条 条例第7条第1項ただし書の規則その他の規程で定める期間は、1年とする。

（行政文書ファイル管理簿の閲覧場所の公表）

第8条 条例第7条第2項の事務所の場所については、熊本県警察本部とする。

（行政文書管理規程の記載事項）

第9条 条例第10条第2項第8号の規則その他の規程で定める事項は、行政文書に関する次に掲げる事項とする。

- (1) 管理体制の整備に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、行政文書の管理が適正に行われることを確保するため必要な事項

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

別表(平成25年度第4回熊本県行政文書等管理委員会 提出分)

事項	業務の区分	文書の類型	保存期間案	保存期間満了時の措置	修正内容
1 県議会等における審議等に関する事項					
1-1 県議会における審議に関する事項	本会議における審議 委員会における審議	質疑に関する文書 審議に関する文書 審議に関する文書	10年	廃棄	
2 案例等の制定又は改廃及びその経緯					
2-1 案例の制定又は改廃及びその経緯	立案の検討 他の行政機関との協議 県民等からの意見聴取 条例案の審査 解釈又は運用基準の策定	立案の契機となった事項に関する文書 立案に活用した調査又は研究に関する文書 立案の検討に関する審議会、委員会等の文書 各部の協議に関する文書 条例案の決定過程に関する文書 他の行政機関との協議 県民等からの意見聴取 条例案の審査過程の記録 解釈又は運用基準の策定	30年	移管	
2-2 規則の制定又は改廃及びその経緯	規則案の検討 他の行政機関との協議 県民等からの意見聴取 規則案の審査 解釈又は運用基準の策定	立案の契機となった事項に関する文書 立案に活用した調査又は研究に関する文書 立案の検討に関する審議会、委員会等の文書 各部の協議に関する文書 規則案の決定過程に関する文書 他の行政機関との協議 県民等からの意見聴取 規則案の審査過程の記録 解釈又は運用基準の策定	30年	移管	
3 公示等の制定又は改廃及びその経緯					
3-1 公示の制定又は改廃及びその経緯	公示案の検討 公示の決定及び公表 解釈又は運用基準の策定	立案の契機となった事項に関する文書 立案に活用した調査又は研究に関する文書 各部及び知事部局との協議に関する文書 公示案の決定過程に関する文書 公示の決定及び公表に関する文書 解釈又は運用基準の策定	告示のうち重要なものは30年、その他の告示は10年、公告は5年	移管	
3-2 訓令の制定又は改廃及びその経緯	訓令案の検討 訓令案の審査 訓令の決定及び公表 解釈又は運用基準の策定	立案の契機となった事項に関する文書 立案に活用した調査又は研究に関する文書 各部及び知事部局との協議に関する文書 訓令案の決定過程に関する文書 訓令案の審査過程の記録 訓令の決定及び公表に関する文書 解釈又は運用基準の策定	30年	移管	
3-3 要綱等の制定又は改廃及びその経緯	要綱等案の検討 要綱等の決定 要綱等の公表 解釈又は運用基準の策定	立案の契機となった事項に関する文書 立案に活用した調査又は研究に関する文書 各部及び知事部局との協議に関する文書 要綱等案の決定過程に関する文書 要綱等の決定に関する文書 要綱等の公表に関する文書 解釈又は運用基準の策定	重要なものは30年、その他は10年	移管(内部事務に関するものは廃棄)	
3-4 通達の制定又は改廃及びその経緯	通達の検討 通達の決定 解釈又は運用基準の策定	立案の契機となった事項に関する文書 立案に活用した調査又は研究に関する文書 各部及び知事部局との協議に関する文書 通達案の決定過程に関する文書 通達の決定に関する文書 解釈又は運用基準の策定	1年以上で、当該通達の内容により必要と認める期間	移管(内部事務に関するものは廃棄)	
4 関係行政機関の長で構成される会議(これに準ずるものも含む。)の決定又は了解及びその経緯					
4-1 関係行政機関の長で構成される会議の決定	会議の決定又は了解に係る案の検討 他の行政機関との協議	立案の契機となった事項に関する文書 立案に活用した調査又は研究に関する文書 立案の検討に関する審議会、委員会等の文書 他の行政機関との協議に関する文書	各業務において必要と認める期間	移管(ただし、他の実施機関が主体となるものについては廃棄)	
4-2 県公安委員会の重要な決定又は了解の経緯	公安委員会の重要な決定又は了解に関する立案	立案の契機となった事項に関する文書 立案に活用した調査又は研究に関する文書 立案の検討に関する審議会、委員会等の文書	各業務において必要と認める期間	移管	
5 様数の実施機関による申合せ及びその経緯					
5-1 様数の実施機関による申合せ及びその経緯	複数の実施機関による申合せ案の検討 他の実施機関との協議及び申合せ	立案の契機となった事項に関する文書 立案に活用した調査又は研究に関する文書 申合せ案の決定過程に関する文書 申合せに係る案の協議に関する文書 他の実施機関との会議に関する文書 申合せの決定に関する文書 申合せの内容記録	各業務において必要と認める期間	移管(ただし、他の実施機関が主体となるものについては廃棄)	
6 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯					
6-1 許可、認可、免許、承認等の行政処分の記録	許可、認可、免許、承認等の行政処分の記録	許可、認可、免許、承認等の行政処分の記録(台帳)	法令等により新たに記録する必要がなくなる日に係る特定日以後5年	移管	

別表(一部修正案)

事項	業務の区分	文書の類型	保存期間	保存期間満了時の措置
1 県議会等における審議等に関する事項				
1-1 県議会における審議に関する事項	本会議における審議 委員会における審議	質疑に関する文書 審議に関する文書 審議に関する文書	10年	廃棄
2 案例等の制定又は改廃及びその経緯				
2-1 案例の制定又は改廃及びその経緯				
2-2 規則の制定又は改廃及びその経緯				
3 告示等の制定又は改廃及びその経緯				
3-1 公示の制定又は改廃及びその経緯	公示案の検討 公示の決定及び公表 解釈又は運用基準の策定	立案の契機となった事項に関する文書 立案に活用した調査又は研究に関する文書 各部及び知事部局との協議に関する文書 公示案の決定過程に関する文書 公示の決定及び公表に関する文書 解釈又は運用基準の策定	告示のうち重要なものは30年、その他の告示は10年、公告は5年	移管
3-2 訓令の制定又は改廃及びその経緯	訓令案の検討 訓令案の審査 訓令の決定及び公表 解釈又は運用基準の策定	立案の契機となった事項に関する文書 立案に活用した調査又は研究に関する文書 各部及び知事部局との協議に関する文書 訓令案の決定過程に関する文書 訓令案の審査過程の記録 訓令の決定及び公表に関する文書 解釈又は運用基準の策定	30年	移管
3-3 要綱等の制定又は改廃及びその経緯	要綱等案の検討 要綱等の決定 要綱等の公表 解釈又は運用基準の策定	立案の契機となった事項に関する文書 立案に活用した調査又は研究に関する文書 各部及び知事部局との協議に関する文書 要綱等案の決定過程に関する文書 要綱等の決定に関する文書 要綱等の公表に関する文書 解釈又は運用基準の策定	重要なものは30年、その他は10年	移管(ただし、内部事務に関するものは廃棄)
3-4 通達の制定又は改廃及びその経緯	通達の検討 通達の決定 解釈又は運用基準の策定	立案の契機となった事項に関する文書 立案に活用した調査又は研究に関する文書 各部及び知事部局との協議に関する文書 通達案の決定過程に関する文書 通達の決定に関する文書 解釈又は運用基準の策定	1年以上で、当該通達の内容により必要と認める期間	移管(ただし、内部事務に関するものは廃棄)
4 関係行政機関の長で構成される会議(これに準ずるものも含む。)の決定又は了解及びその経緯				
4-1 関係行政機関の長で構成される会議の決定	会議の決定又は了解に係る案の検討 他の行政機関との協議	立案の契機となった事項に関する文書 立案に活用した調査又は研究に関する文書 立案の検討に関する審議会、委員会等の文書 他の行政機関との協議に関する文書	各業務において必要と認める期間	移管(ただし、他の実施機関が主体となるものについては廃棄)
4-2 県公安委員会の重要な決定又は了解の経緯	公安委員会の重要な決定又は了解に関する立案	立案の契機となった事項に関する文書 立案に活用した調査又は研究に関する文書 立案の検討に関する審議会、委員会等の文書	各業務において必要と認める期間	移管
5 様数の実施機関による申合せ及びその経緯				
5-1 様数の実施機関による申合せ及びその経緯				
6 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯				
6-1 許可、認可、免許、承認等の行政処分の記録	許可、認可、免許、承認等の行政処分の記録	許可、認可、免許、承認等の行政処分の記録(台帳)	法令等により新たに記録する必要がなくなる日に係る特定日以後5年	移管

別表(平成25年度第4回熊本県行政文書等管理委員会 提出分)

事項	業務の区分	文書の類型	保存期間案	保存期間満了時の措置	修正内容	事項	業務の区分	文書の類型	保存期間	保存期間満了時の措置
6-2 許可、認可、免許、承認等の行政処分の審査基準、処分基準、行政指導指針及び標準処理期間の設定及びその経緯	許可、認可、免許、承認等の行政処分の審査基準、処分基準、行政指導指針及び標準処理期間の設定の検討	立案の契機となった事項に関する文書 立案に活用した調査又は研究に関する文書 立案の検討に関する審議会、委員会等の文書 各部及び知事部局との協議に関する文書 県政パブリックコメント手続きに関する文書 案の決定に関する文書	10年(ただし、別途警察庁からの指示又は、他県警察との協議があるものを除く。)	移管		6-2 許可、認可、免許、承認等の行政処分の審査基準、処分基準、行政指導指針及び標準処理期間の設定及びその経緯	許可、認可、免許、承認等の行政処分の審査基準、処分基準、行政指導指針及び標準処理期間の設定の検討	立案の契機となった事項に関する文書 立案に活用した調査又は研究に関する文書 立案の検討に関する審議会、委員会等の文書 各部及び知事部局との協議に関する文書 県政パブリックコメント手続きに関する文書 案の決定に関する文書	10年(ただし、別途警察庁からの指示又は、他県警察との協議があるものを除く。)	移管
6-3 許可、認可、免許、承認等の行政処分の決定及びその経緯	許可、認可、免許、承認等の行政処分の記録	許可、認可、免許、承認等の行政処分の記録 許可等に係る事前相談 申請の受付及び審査	各許認可等業務において必要と認める期間	廃棄		6-3 許可、認可、免許、承認等の行政処分の決定及びその経緯	許可、認可、免許、承認等の行政処分の記録 許可等に係る事前相談 申請の受付及び審査	許可、認可、免許、承認等の行政処分の記録 許可等に係る事前相談 申請の受付及び審査	各許認可等業務において必要と認める期間	廃棄
6-4 許可、認可、免許、承認等の行政処分に伴う届出及び報告の受理	届出又は報告の受理	届出又は報告に関する文書 届出又は報告の受理に関する文書	各許認可等業務において必要と認める期間	廃棄		6-4 許可、認可、免許、承認等の行政処分に伴う届出及び報告の受理	届出又は報告の受理	届出又は報告に関する文書 届出又は報告の受理に関する文書	各許認可等業務において必要と認める期間	廃棄
6-5 不利益処分の決定及びその経緯	処分の検討	調査等に関する文書 処分案	当該業務において必要と認める期間	廃棄		6-5 不利益処分の決定及びその経緯	処分の検討	調査等に関する文書 処分案	当該業務において必要と認める期間	廃棄
6-6 補助金、助成金、交付金、奨励金等の交付の決定及び確定並びにその経緯	補助金等の交付	補助金等の交付の要件に関する文書 補助金等の協議及び内示に関する文書 補助金等の交付決定に関する文書	交付に係る事業が終了する日に係る特定日以後5年	廃棄		6-6 補助金、助成金、交付金、奨励金等の交付の決定及び確定並びにその経緯	補助金等の交付	補助金等の交付の要件に関する文書 補助金等の協議及び内示に関する文書 補助金等の交付決定に関する文書	交付に係る事業が終了する日に係る特定日以後5年	廃棄
6-7 不服申立てに関する裁決又は決定(審議会等における検討等を含む。)及びその経緯	不服申立ての提起	不服申立ての提起に関する文書 要件審査	裁決又は決定その他処分がされる日に係る特定日以後10年	移管(取下げ分については廃棄)		6-7 不服申立てに関する裁決又は決定(審議会等における検討等を含む。)及びその経緯	不服申立ての提起 要件審査 審理 弁明に関する文書 反論に関する文書 証拠調べに関する文書 審議会等に関する文書 取下げ	不服申立ての提起 要件審査 審理 弁明に関する文書 反論に関する文書 証拠調べに関する文書 審議会等に関する文書 取下げ	裁決又は決定その他処分がされる日に係る特定日以後10年	移管(ただし、取下げ分については廃棄)
6-8 応訴及びその経緯	訴訟の提起	訴訟の提起に関する文書 応訴の方針決定に関する文書	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	移管		6-8 応訴及びその経緯	訴訟の提起 応訴の方針等	訴訟の提起に関する文書 応訴の方針決定に関する文書 代理人に関する文書 指定代理人に関する文書 主張、立証	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	移管
6-9 訴訟の提起及びその経緯	提起の準備	出訴の方針決定に関する文書 代理人に関する文書 指定代理人に関する文書	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	移管		6-9 訴訟の提起及びその経緯	提起の準備 議案の決定 議会審議 訴訟の提起 主張、立証 判決	出訴の方針決定に関する文書 代理人に関する文書 指定代理人に関する文書 議案の決定に関する文書 議会審議 訴訟の提起に関する文書 主張、立証 判決	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	移管
6-10 和解(示談)及びその経緯(6-9の項に該当する事項を除く。)	事件の発生 調整 和解の決定 和解	対応方針の検討に関する文書 当事者等との調整に関する文書 和解の決定に関する文書 和解に関する文書	和解の締結日に係る特定日以後10年	廃棄		6-10 和解(示談)及びその経緯(6-9の項に該当する事項を除く。)	事件の発生 調整 和解の決定 和解	対応方針の検討に関する文書 当事者等との調整に関する文書 和解の決定に関する文書 和解に関する文書	和解の締結日に係る特定日以後10年	廃棄
6-11 請願又は陳情の処理に関する事項	請願又は陳情に対する措置	請願又は陳情に対する処理の経過又は結果に関する文書	10年	廃棄		6-11 請願又は陳情の処理に関する事項	請願又は陳情に対する措置	請願又は陳情に対する処理の経過又は結果に関する文書	10年	廃棄
7 公印等の管理に関する事項						7 公印等の管理に関する事項				
7-1 公印の管理等	公印の管理等	公印保管台帳	制度廃止の日に係る特定日以後5年	移管		7-1 公印の管理等	公印の管理等	公印保管台帳	制度廃止の日に係る特定日以後5年	移管
追加	7-2 公印の新調等に関する事項	公印の新調等	公印の新調等申請に関する文書 電子印使用申請及び使用廃止報告に関する文書			7-2 公印の新調等に関する事項	公印の新調等	公印の新調等申請に関する文書 電子印使用申請及び使用廃止報告に関する文書	3年	廃棄
8 組織及び定員に関する事項						8 組織及び定員に関する事項				
8-1 組織又は定員に関する事項	組織編成・定員管理の検討 組織編成・定員管理の決定 組織編成・定員管理の公表 所管不明の事務の配分の検討 所管不明の事務の配分の決定	組織編成及び定員管理の検討に関する文書 組織編成及び定員管理の決定に関する文書 組織編成及び定員管理の公表に関する文書 所管不明の事務の配分の検討に関する文書 所管不明の事務の配分の決定に関する文書	10年(人事主管課に限る。)	移管		8-1 組織又は定員に関する事項	組織編成・定員管理の検討 組織編成・定員管理の決定 組織編成・定員管理の公表 所管不明の事務の配分の検討 所管不明の事務の配分	組織編成及び定員管理の検討に関する文書 組織編成及び定員管理の決定に関する文書 組織編成及び定員管理の公表に関する文書 所管不明の事務の配分の検討に関する文書 所管不明の事務の配分	10年(人事主管課に限る。)	移管
9 人事に関する事項						9 人事に関する事項				
9-1 人事評価及び人事異動に関する事項	人事評価 人事異動	人事評価に関する文書 人事異動に関する文書	30年(人事主管課に限る。)	廃棄		9-1 人事評価及び人事異動に関する事項	人事評価 人事異動	人事評価に関する文書 人事異動に関する文書	30年(人事主管課に限る。)	廃棄

別表(一部修正案)

事項	業務の区分	文書の類型	保存期間	保存期間満了時の措置
6-2 許可、認可、免許、承認等の行政処分の審査基準、処分基準、行政指導指針及び標準処理期間の設定及びその経緯	許可、認可、免許、承認等の行政処分の審査基準、処分基準、行政指導指針及び標準処理期間の設定の検討	立案の契機となった事項に関する文書 立案に活用した調査又は研究に関する文書 立案の検討に関する審議会、委員会等の文書 各部及び知事部局との協議に関する文書 県政パブリックコメント手続きに関する文書 案の決定に関する文書	10年(ただし、別途警察庁からの指示又は、他県警察との協議があるものを除く。)	移管
6-3 許可、認可、免許、承認等の行政処分の決定及びその経緯	許可、認可、免許、承認等の行政処分の記録	許可、認可、免許、承認等の行政処分の記録 許可等に係る事前相談 申請の受付及び審査	各許認可等業務において必要と認める期間	廃棄
6-4 許可、認可、免許、承認等の行政処分に伴う届出及び報告の受理	届出又は報告の受理	届出又は報告に関する文書 届出又は報告の受理に関する文書	各許認可等業務において必要と認める期間	廃棄
6-5 不利益処分の決定及びその経緯	処分の検討	調査等に関する文書 処分案	当該業務において必要と認める期間	廃棄
6-6 補助金、助成金、交付金、奨励金等の交付の決定及び確定並びにその経緯	補助金等の交付	補助金等の交付の要件に関する文書 補助金等の協議及び内示に関する文書 補助金等の交付決定に関する文書	交付に係る事業が終了する日に係る特定日以後5年	廃棄
6-7 不服申立てに関する裁決又は決定(審議会等における検討等を含む。)及びその経緯	不服申立ての提起	不服申立ての提起に関する文書 要件審査	裁決又は決定その他処分がされる日に係る特定日以後10年	移管(取下げ分については廃棄)
6-8 応訴及びその経緯	訴訟の提起	訴訟の提起に関する文書 応訴の方針決定に関する文書	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	移管
6-9 訴訟の提起及びその経緯	提起の準備	出訴の方針決定に関する文書 代理人に関する文書 指定代理人に関する文書	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	移管
6-10 和解(示談)及びその経緯(6-9の項に該当する事項を除く。)	事件の発生 調整 和解の決定 和解	対応方針の検討に関する文書 当事者等との調整に関する文書 和解の決定に関する文書 和解に関する文書	和解の締結日に係る特定日以後10年	廃棄
6-11 請願又は陳情の処理に関する事項	請願又は陳情に対する措置	請願又は陳情に対する処理の経過又は結果に関する文書	10年	廃棄
7 公印等の管理に関する事項				
7-1 公印の管理等	公印の管理等	公印保管台帳	制度廃止の日に係る特定日以後5年	移管
追加	7-2 公印の新調等に関する事項	公印の新調等	公印の新調等申請に関する文書 電子印使用申請及び使用廃止報告に関する文書	3年
8 組織及び定員に関する事項				
8-1 組織又は定員に関する事項	組織編成・定員管理の検討 組織編成・定員管理の決定 組織編成・定員管理の公表 所管不明の事務の配分の検討 所管不明の事務の配分の決定	組織編成及び定員管理の検討に関する文書 組織編成及び定員管理の決定に関する文書 組織編成及び定員管理の公表に関する文書 所管不明の事務の配分の検討に関する文書 所管不明の事務の配分	10年(人事主管課に限る。)	移管
9 人事に関する事項				
9-1 人事評価及び人事異動に関する事項	人事評価 人事異動	人事評価に関する文書 人事異動に関する文書	30年(人事主管課に限る。)	廃棄

別表(平成25年度第4回熊本県行政文書等管理委員会 提出分)

事項	業務の区分	文書の類型	保存期間案	保存期間満了時の措置	修正内容	事項	業務の区分	文書の類型	保存期間	保存期間満了時の措置
11-7 非常勤職員等の公務災害に関する事項	認定請求 各種補償請求 各種福祉事業申請	認定請求に関する文書 各種補償請求に関する文書 各種福祉事業申請に関する文書	30年	廃棄						
11-8 時間外勤務命令に関する事項	時間外勤務命令	時間外勤務申請及び承認に関する文書	5年	廃棄						
12 装備に関する事項										
12-1 公用自動車の運用に関する事項	公用自動車の運用	公用自動車の配車に関する文書 公用自動車の廃車に関する文書 ETCカードの管理に関する文書	5年(ただし、新車配分及び配置換に関する通知文は1年)	廃棄						
12-2 給賃与品に関する事項	給賃与品に関する業務	賃与に関する文書 管理に関する文書	1年	廃棄						
13 監察に関する事項										
13-1 職員の懲戒に関する事項	研修・指導 懲戒の検討 懲戒の決定	研修・指導に関する文書 懲戒の検討に関する文書 懲戒の決定に関する文書	3年	廃棄						
13-2 職員表彰制度に関する事項	制度の設計・変更 実施要綱の策定	立案の契機となった事項に関する文書 立案に活用した調査又は研究に関する文書 制度設計・変更の決定に関する文書 実施要綱に関する文書	10年(ただし、所属長内賞については所属が必要とする期間)	廃棄						
13-3 職員表彰の授与に関する事項	推薦 受賞者の検討及び決定 表彰の実施 実施状況の公表等	推薦に関する文書 選考委員会の開催・運営及び受賞決定に関する文書 表彰式の開催・運営に関する文書 表彰結果・実績等に関する文書	1年(ただし、公安委員会が実施する表彰については3年)	廃棄						
13-4 内部通報の処理に関する事項	内部通報の処理	内部通報の処理に関する文書	5年	廃棄						
14 式典又は部外者表彰に関する事項										
14-1 式典又は式典に関する事項	儀式又は式典の実施	儀式又は式典の立案に関する文書 儀式又は式典の実施に関する文書	10年	廃棄						
14-2 部外者表彰制度の創設又は改廃及びその経緯	制度の創設又は改廃	制度の検討に関する文書 制度の決定(変更)又は廃止に関する文書	制度廃止の日に係る特定日以後5年	移管						
14-3 部外者表彰の授与に関する事項	推薦 受賞者の検討及び決定 表彰の実施 実施状況の公表等	推薦に関する文書 選考委員会の開催・運営及び受賞決定に関する文書 表彰式の開催・運営に関する文書 表彰結果・実績等に関する文書	1年(ただし、公安委員会が実施する表彰については3年)	廃棄						
15 予算及び決算に関する事項										
15-1 予算要求に関する事項	予算編成方針の通知 予算要求書の提出 要求内容の査定 予算配当額の確認 予算に関する照会 債務負担行為の設定 予算査定資料に関する業務	予算の編成方針に関する文書 予算の要求に関する文書 予算査定に関する文書 予算配当額に関する文書 各種照会に関する文書 債務負担行為の設定に関する文書 予算査定資料	6年	廃棄						
15-2 県が補助事業者となる場合の国の補助金、交付金等に関する申請、確定等の経緯	事業内容の検討 事業内容の決定 補助金の交付申請及び決定(変更を含む。) 概算払いに関する文書 計画の変更に関する文書 繰越承認申請に関する文書 事業の実施 実績報告 補助金等の額の確定及び返還	事業の契機に関する文書 事業内容に関する文書 補助金の交付申請、決定に関する文書 概算払いに関する文書 計画の変更に関する文書 繰越承認申請に関する文書 事業の実施に関する文書 実績報告に関する文書 補助金等の額の確定及び返還に関する文書	当該補助金等の事業が終了する日に係る特定日以後5年	廃棄						
15-3 蔡出予算の配当、令達、流用、趣旨の変更等に関する事項	歳出予算の配当 歳出予算の令達 歳出予算の流用 歳出予算の趣旨変更等	歳出予算の配当に関する文書 歳出予算の令達に関する文書 歳出予算の流用に関する文書 歳出予算の趣旨変更等に関する文書	5年	廃棄						
15-4 起債事務に関する事項	起債に関する業務	起債の借入に関する文書 起債の管理に関する文書 地方負担額等に関する文書 連携管理等に関する文書	5年	廃棄						
15-5 予算繰越に関する事項(国庫支出金に係るものに限る。)	繰越申請 繰越承認 繰越確定	繰越申請に関する文書 繰越承認に関する文書 繰越確定に関する文書	5年	廃棄						
15-6 予算繰越に関する事項(国庫支出金に係るものを除く。)	繰越設定 繰越承認申請 繰越確定	繰越設定議案に関する文書 繰越承認申請に関する文書 繰越確定に関する文書	5年	廃棄						

別表(一部修正案)

9-6.7 →から 分離	11-7 非常勤職員等の賃金・報酬等に関する事項	賃金・報酬等に関する業務 源泉徴収に関する業務	賃金・報酬等に関する文書 源泉徴収・年末調整に関する文書	5年	廃棄
追加 12-2 を 分離	12 装備に関する事項	公用自動車の運用 安全運転の管理	公用自動車の配車に関する文書 公用自動車の廃車に関する文書 ETCカードの管理に関する文書 安全運転管理に関する文書	5年(ただし、新車配分及び配置換に関する通知文は1年)	廃棄
13-4 を移動	13 監察に関する事項	内部通報の処理 内部通報の処理に関する事項	内部通報の処理に関する文書 立案の契機となった事項に関する文書 立案に活用した調査又は研究に関する文書 制度設計・変更の決定に関する文書 実施要綱に関する文書	5年	廃棄
	14 式典又は部外者表彰に関する事項	式典の実施 外部者表彰制度の創設又は改廃	式典の立案に関する文書 式典の実施に関する文書 制度の創設又は改廃 制度の決定(変更)又は廃止に関する文書	10年(ただし、所属長内賞については所属が必要とする期間)	廃棄
	15 予算及び決算に関する事項	予算の編成方針 予算の要求 要求内容の査定 予算配当額の確認 予算に関する照会 債務負担行為の設定 予算査定資料	予算の編成方針に関する文書 予算の要求に関する文書 要求内容の査定に関する文書 予算配当額に関する文書 各種照会に関する文書 債務負担行為の設定に関する文書 予算査定資料	5年	廃棄
	15-2 県が補助事業者となる場合の国の補助金、交付金等に関する申請、確定等の経緯	事業の契機 事業内容の決定 補助金の交付申請及び決定(変更を含む。) 概算払い 計画の変更 繰越承認申請 事業の実施 実績報告 補助金等の額の確定及び返還	事業の契機に関する文書 事業内容に関する文書 補助金の交付申請、決定に関する文書 概算払いに関する文書 計画の変更に関する文書 繰越承認申請に関する文書 事業の実施に関する文書 実績報告に関する文書 補助金等の額の確定及び返還に関する文書	当該補助金等の事業が終了する日に係る特定日以後5年	廃棄
	15-3 蔡出予算の配当、令達、流用、趣旨の変更等に関する事項	歳出予算の配当 歳出予算の令達 歳出予算の流用 歳出予算の趣旨変更等	歳出予算の配当に関する文書 歳出予算の令達に関する文書 歳出予算の流用に関する文書 歳出予算の趣旨変更等に関する文書	5年	廃棄
	15-4 起債事務に関する事項	起債に関する業務	起債の借入に関する文書 起債の管理に関する文書 地方負担額等に関する文書 連携管理等に関する文書	5年	廃棄
	15-5 予算繰越に関する事項(国庫支出金に係るものに限る。)	繰越申請 繰越承認 繰越確定	繰越申請に関する文書 繰越承認に関する文書 繰越確定に関する文書	5年	廃棄
	15-6 予算繰越に関する事項(国庫支出金に係るものを除く。)	繰越設定 繰越承認申請 繰越確定	繰越設定議案に関する文書 繰越承認申請に関する文書 繰越確定に関する文書	5年	廃棄

別表(平成25年度第4回熊本県行政文書等管理委員会 提出分)

事項	業務の区分	文書の類型	保存期間案	保存期間満了時の措置	修正内容
15-7 締越事務に関する事項	締越料の検討 締越申請及び確定 国見込額調査に関する文書 県予算の締越承認に関する文書 国への報告に関する文書	締越設定に関する文書 締越申請に関する文書 国見込額調査に関する文書 県予算の締越承認に関する文書 国への報告に関する文書	5年	廃棄	
15-8 決算に関する事項	決算特別委員会	決算特別委員会に関する文書	5年	廃棄	
15-9 未収金に関する事項	未収金の管理 強制執行 不納欠損処分	未収金の発生経緯に関する文書 調査・記録に関する文書 照会・報告に関する文書 強制執行に関する文書 不納欠損に関する文書	未収金の解消の日に係る特定日以後5年	廃棄	
16 会計に関する事項(別に分類する事項を除く。)					
16-1 契約に関する事項(他の項に該当するものを除く。)	契約の準備 契約締結方法の決定 契約内容の決定 入札又は随意契約の実施内容の検討及び決定 入札又は随意契約の実施 議案の決定 議会審議 契約の締結 履行の確認	契約の要件に関する文書 契約締結方法の決定に関する文書 契約内容の決定に関する文書 競争参加資格の設定又は指名業者若しくは見積収取業者の決定に関する審議会等の文書 入札又は随意契約の実施内容の決定に関する文書 入札等の実施及び契約に関する文書 議案の決定に関する文書 議会の審議に関する文書 契約の締結に関する文書 事業の実施及び履行の確認に関する文書	契約の終了する日に係る特定日以後5年	廃棄	
16-2 出納員、会計職員、検査員等に関する事項	任免 事務引継	任命又は解任に関する文書 事務引継に関する文書	5年	廃棄	
16-3 現金の出納に関する事項	現金の領収 現金の出納記録	現金の領収に関する文書 現金の出納記録に関する文書	5年	廃棄	
16-4 有価証券の保管に関する事項	有価証券の保管	有価証券の保管に関する文書	返付後の特定日以後5年	廃棄	
16-5 保管有価証券の出納に関する事項	保管有価証券の出納記録	保管有価証券の出納に関する文書	5年	廃棄	
16-6 小切手(国債)に関する事項	小切手等の振り出し	政府預金小切手帳	使用済後の特定日以後5年	廃棄	
16-7 収入に関する事項	収入 収入の更正 収入証紙による収入	収入調定に関する文書 収入の証拠書類 更正決定に関する文書 収入証紙による収入	5年	廃棄	
16-8 督促状の発行に関する事項	督促状の発行	督促状の発行に関する文書	5年	廃棄	
16-9 不納欠損処分に関する事項	不納欠損処分	不納欠損処分に関する文書	5年	廃棄	
16-10 支出に関する事項	支出 資金前渡の精算 支出の更正	支出の証拠書類 資金前渡精算に関する文書 更正決定に関する文書	5年	廃棄	
16-11 蔽入の戻出に関する事項	蔽入の戻出	蔽入の戻出に関する文書	5年	廃棄	
16-12 債権債務者登録に関する事項	債権債務者登録	あて名及び代金の受領方法に関する申出書	5年	廃棄	
16-13 返納金の戻入に関する事項	返納金の戻入	返納金の戻入に関する文書	5年	廃棄	
16-14 蔽入、蔽出の整理に関する事項	蔽入の整理 蔽出の整理	蔽入の整理に関する文書 蔽出の整理に関する文書	5年	廃棄	
16-15 蔽入、蔽出の決算明細に関する事項	蔽入の決算 蔽出の決算	蔽入の決算に関する文書 蔽出の決算に関する文書	5年	廃棄	
16-16 蔽入戻出外現金(基金)受払の整理に関する事項	蔽入戻出外現金(基金)受払の整理	蔽入戻出外現金(基金)受払整理に関する文書	5年	廃棄	
16-17 旅行命令及び依頼並びに旅行に係る復命に関する事項	旅行命令 旅行依頼 復命	旅行命令に関する文書 旅行依頼に関する文書 旅行に係る復命に関する文書	5年	廃棄	
16-18 職員以外の所得税の源泉徴収等に関する事項	年末調整及び法定調査の提出	職員以外の所得税の源泉徴収及び年末調整に関する文書	5年	廃棄	
16-19 環境管理システムに関する事項	環境目的、目標の設定 環境管理システムの実施及び運用 環境管理システムの点検	環境影響評価の調査に関する事項 環境目的、目標設定に関する事項 実施計画の策定に関する文書 実施体制の整備に関する文書 運用管理に関する文書 研修の実施に関する文書 環境監査に関する文書 不適合是正に関する文書	5年	廃棄	
17 会計の監査及び検査に関する事項					
17-1 事務局監査に関する事項	事務局からの通知の受付等 監査の受監準備 監査の受監 監査の結果及び指摘への対応	事務局からの監査実施通知文書 監査の受監準備に関する文書 監査の受監に関する文書 監査の結果及び指摘への対応に関する文書	5年	廃棄	
17-2 部内監査に関する事項	監査の準備 監査の実施 監査結果に関する業務	監査の準備に関する文書 監査の実施に関する文書 監査結果に関する文書	5年	廃棄	

別表(一部修正案)

事項	業務の区分	文書の類型	保存期間	保存期間満了時の措置
15-7 締越事務に関する事項	締越料の検討 締越申請及び確定 国見込額調査に関する文書 県予算の締越承認に関する文書 国への報告に関する文書	締越設定に関する文書 締越申請に関する文書 国見込額調査に関する文書 県予算の締越承認に関する文書 国への報告に関する文書	5年	廃棄
15-8 決算に関する事項	決算特別委員会	決算特別委員会に関する文書	5年	廃棄
15-9 未収金に関する事項	未収金の管理 強制執行 不納欠損処分	未収金の発生経緯に関する文書 調査・記録に関する文書 照会・報告に関する文書 強制執行に関する文書 不納欠損に関する文書	未収金の解消の日に係る特定日以後5年	廃棄
16 会計に関する事項(別に分類する事項を除く。)				
16-1 契約に関する事項(他の項に該当するものを除く。)	契約の準備 契約締結方法の決定 契約内容の決定 入札又は随意契約の実施内容の検討及び決定 入札又は随意契約の実施 議案の決定 議会審議 契約の締結 履行の確認	契約の要件に関する文書 契約締結方法の決定に関する文書 契約内容の決定に関する文書 競争参加資格の設定又は指名業者若しくは見積収取業者の決定に関する審議会等の文書 入札又は随意契約の実施内容の決定に関する文書 入札等の実施及び契約に関する文書 議案の決定に関する文書 議会の審議に関する文書 契約の締結に関する文書 事業の実施及び履行の確認に関する文書	契約の終了する日に係る特定日以後5年	廃棄
16-2 出納員、会計職員、検査員等に関する事項	任免 事務引継	任命又は解任に関する文書 事務引継に関する文書	5年	廃棄
16-3 現金の出納に関する事項	現金の領収 現金の出納記録	現金の領収に関する文書 現金の出納記録に関する文書	5年	廃棄
16-4 有価証券の保管に関する事項	有価証券の保管	有価証券の保管に関する文書	返付後の特定日以後5年	廃棄
16-5 保管有価証券の出納に関する事項	保管有価証券の出納記録	保管有価証券の出納に関する文書	5年	廃棄
16-6 小切手(国債)に関する事項	小切手等の振り出し	政府預金小切手帳	使用済後の特定日以後5年	廃棄
16-7 収入に関する事項	収入 収入の更正 収入証紙による収入	収入調定に関する文書 収入の証拠書類 更正決定に関する文書 収入証紙による収入	5年	廃棄
16-8 督促状の発行に関する事項	督促状の発行	督促状の発行に関する文書	5年	廃棄
16-9 不納欠損処分に関する事項	不納欠損処分	不納欠損処分に関する文書	5年	廃棄
16-10 支出に関する事項	支出 資金前渡の精算 支出の更正	支出の証拠書類 資金前渡精算に関する文書 更正決定に関する文書	5年	廃棄
16-11 蔽入の戻出に関する事項	蔽入の戻出	蔽入の戻出に関する文書	5年	廃棄
16-12 債権債務者登録に関する事項	債権債務者登録	あて名及び代金の受領方法に関する申出書	5年	廃棄
16-13 返納金の戻入に関する事項	返納金の戻入	返納金の戻入に関する文書	5年	廃棄
16-14 蔽入、蔽出の整理に関する事項	蔽入の整理 蔽出の整理	蔽入の整理に関する文書 蔽出の整理に関する文書	5年	廃棄
16-15 蔽入、蔽出の決算明細に関する事項	蔽入の決算 蔽出の決算	蔽入の決算に関する文書 蔽出の決算に関する文書	5年	廃棄
16-16 蔽入戻出外現金(基金)受払の整理に関する事項	蔽入戻出外現金(基金)受払の整理	蔽入戻出外現金(基金)受払整理に関する文書	5年	廃棄
16-17 旅行命令及び依頼並びに旅行に係る復命に関する事項	旅行命令 旅行依頼 復命	旅行命令に関する文書 旅行依頼に関する文書 旅行に係る復命に関する文書	5年	廃棄
16-18 職員以外の所得税の源泉徴収等に関する事項	年末調整及び法定調査の提出	職員以外の所得税の源泉徴収及び年末調整に関する文書	5年	廃棄
16-19 環境管理システムに関する事項	環境目的、目標の設定 環境管理システムの実施及び運用 環境管理システムの点検	環境影響評価の調査に関する事項 環境目的、目標設定に関する事項 実施計画の策定に関する文書 実施体制の整備に関する文書 運用管理に関する文書 研修の実施に関する文書 環境監査に関する文書 不適合是正に関する文書	5年	廃棄
17 会計の監査及び検査に関する事項				
17-1 事務局監査に関する事項	事務局からの通知の受付等 監査の受監準備 監査の受監 監査の結果及び指摘への対応	事務局からの監査実施通知文書 監査の受監準備に関する文書 監査の受監に関する文書 監査の結果及び指摘への対応に関する文書	5年	廃棄
17-2 部内監査に関する事項	監査の準備 監査の実施 監査結果に関する業務	監査の準備に関する文書 監査の実施に関する文書 監査結果に関する文書	5年	廃棄

別表(平成25年度第4回熊本県行政文書等管理委員会 提出分)

別表(一部修正案)

事項	業務の区分	文書の類型	保存期間案	保存期間満了時の措置	修正内容	事項	業務の区分	文書の類型	保存期間	保存期間満了時の措置	
19-7	公有財産の処分に関する事項(交換を含む。)	方針の決定 処分対象物件の調査 契約の締結 登記に関する業務	処分の契機となった文書 処分対象物件についての調査に関する文書 土地評価に関する文書 入札実施に関する文書 入札結果及び契約に関する文書 随意契約実施に関する文書 随意契約結果及び契約に関する文書 所有権移転登記に関する文書	財産の処分等に係る特定期間後30年	移管	19-7	公有財産の処分に関する事項(交換を含む。)	方針の決定 処分対象物件の調査 契約の締結 登記に関する業務	財産の処分等に係る特定期間後30年	移管	
19-8	国有財産の取得に関する事項	取得 所管換 所属替 交換 引継ぎ	土地又は建物を取得するための文書 所管換に関する文書 所属替に関する文書 普通財産・国有財産に関する文書 国有財産の引継ぎに係る通知書	財産の処分等に係る特定期間後30年	廃棄	19-8	国有財産の取得に関する事項	取得 所管換 所属替 交換 引継ぎ	財産の処分等に係る特定期間後30年	廃棄	
19-9	国有財産台帳等の管理に関する事項	国有財産の管理に関する記録	国有財産台帳等の管理に関する文書	財産の処分等記録を保有する必要がなくなる日に係る特定日以後30年	廃棄	19-9	国有財産台帳等の管理に関する事項	国有財産の管理に関する記録	財産の処分等記録を保有する必要がなくなる日に係る特定日以後30年	廃棄	
19-10	国有財産の管理に関する事項(無償使用・維持管理に関する事項限る。)	現状変更 用途変更	現状変更等に関する文書 用途変更に関する文書	5年	廃棄	19-10	国有財産の管理に関する事項(無償使用・維持管理に関する事項限る。)	現状変更 用途変更	5年	廃棄	
19-11	国有財産の管理に関する事項(許可・承認に関する事項に限る。)	使用許可 使用承認	使用許可に関する文書 使用許可の協議に関する文書 部局間使用報告書	許可及び承認契約期間満了の日に係る特定日以後1年	廃棄	19-11	国有財産の管理に関する事項(許可・承認に関する事項に限る。)	使用許可 使用承認	許可及び承認契約期間満了の日に係る特定日以後5年	廃棄	
19-12	国有財産報告に関する事項(照会・回答・報告)	財務省通達に関する文書 内閣府取扱規則に関する文書 予算要求に関する文書	財務省通達に関する文書 内閣府取扱規則に関する文書 予算要求に関する文書	5年	廃棄	19-12	国有財産報告に関する事項(照会・回答・報告)	財務省通達に関する文書 内閣府取扱規則に関する文書 予算要求に関する文書	5年	廃棄	
19-13	国有財産の処分に関する事項	用途廃止	用途廃止に関する文書	財産の処分等に係る特定期間後30年	廃棄	19-13	国有財産の処分に関する事項	用途廃止	財産の処分等に係る特定期間後30年	廃棄	
19-14	庁舎管理に関する事項	庁舎、施設の管理	庁舎、施設の管理に関する文書	3年	廃棄	19-14	庁舎管理に関する事項	庁舎、施設の管理	3年	廃棄	
19-15	執務室管理に関する事項	職員異動や組織改編に伴う執務室の管理	職員等に関する文書	3年	廃棄	19-15	執務室管理に関する事項	職員異動や組織改編に伴う執務室の管理	3年	廃棄	
19-16	庁舎、施設等の宮籍に関する事項	庁舎、施設等の宮籍等の計画に関する文書 宮籍に係る報告、記録に関する文書	庁舎、施設等の宮籍等の計画に関する文書 宮籍に係る報告、記録に関する文書	5年	廃棄	19-16	庁舎、施設等の宮籍	庁舎、施設等の宮籍に関する文書 宮籍に係る報告、記録に関する文書	5年	廃棄	
19-17	工事に係る契約に関する事項(公有財産台帳等で管理することが必要な構造物等を含む場合に限る。)	契約の準備 契約締結方法の決定 契約内容の決定 入札又は随意契約の実施内容の検討及び決定 入札又は随意契約の実施 議案の決定 議会審議 契約の締結 履行の確認	契約の準備に関する文書 契約締結方法の決定に関する文書 契約内容の決定に関する文書 競争参加資格の設定又は指名業者若しくは見積微収集者の決定に関する審議会等の文書 入札又は随意契約の実施内容の決定に関する文書 入札又は随意契約の実施内容の決定に関する文書 競争参加資格の設定又は指名業者若しくは見積微収集者の決定に関する審議会等の文書 入札又は随意契約の実施内容の決定に関する文書 入札又は随意契約の実施 議案の決定 議会審議 契約の締結 履行の確認	構造物の処分等に係る特定期日以後1年	廃棄	修正	19-17	工事に係る契約に関する事項(公有財産台帳等で管理することが必要な構造物等を含む場合に限る。)	契約の準備 契約締結方法の決定 契約内容の決定 入札又は随意契約の実施内容の検討及び決定 入札又は随意契約の実施 議案の決定 議会審議 契約の締結 履行の確認	構造物の処分等に係る特定期日以後5年	廃棄
19-18	工事に係る契約に関する事項(公有財産台帳等で管理することが必要な構造物等を含まない場合に限る。)	契約の準備 契約締結方法の決定 契約内容の決定 入札又は随意契約の実施内容の検討及び決定 入札又は随意契約の実施 議案の決定 議会審議 契約の締結 履行の確認	契約の要素に関する文書 契約締結方法の決定に関する文書 契約内容の決定に関する文書 競争参加資格の設定又は指名業者若しくは見積微収集者の決定に関する審議会等の文書 入札又は随意契約の実施内容の決定に関する文書 入札又は随意契約の実施内容の決定に関する文書 競争参加資格の設定又は指名業者若しくは見積微収集者の決定に関する審議会等の文書 入札又は随意契約の実施内容の決定に関する文書 入札又は随意契約の実施 議案の決定 議会審議 契約の締結 履行の確認	契約の終了する日に係る特定期日以後5年	廃棄	19-18	工事に係る契約に関する事項(公有財産台帳等で管理することが必要な構造物等を含まない場合に限る。)	契約の準備 契約締結方法の決定 契約内容の決定 入札又は随意契約の実施内容の検討及び決定 入札又は随意契約の実施 議案の決定 議会審議 契約の締結 履行の確認	契約の終了する日に係る特定期日以後5年	廃棄	
19-19	宿舎の賃付けに関する事項	宿舎の賃付け	賃付けの決定に関する文書 電算処理に関する文書 費用の負担に関する文書	5年	廃棄	修正	19-19	宿舎の賃付けに関する事項	宿舎の賃付け	5年	廃棄
						追加	19-20	宿舎の入居に関する事項	宿舎の入居	退居日に係る特定日以後1年	廃棄
						追加	19-21	宿舎の退居に関する事項	宿舎の退居	5年	廃棄
20	教養に関する事項					20	教養に関する事項				
20-1	職員研修の計画に関する事項	研修計画の決定	計画の立案に関する調査研究等 計画を制定又は改廃するための決議	学校入校を伴うものは3年、その他は各業務において必要と認める期間	廃棄	20-1	職員研修の計画に関する事項	研修計画の決定	計画の立案に関する調査研究等に関する文書 計画を制定又は改廃するための決議に関する文書	学校入校を伴うものは3年、その他は各業務において必要と認める期間	廃棄
20-2	職員研修の実施に関する事項	研修実施に向けた準備・検討 研修実施 実施状況調査	研修実施の決定 研修実施 研修実施状況調査	学校入校を伴うものは3年、その他は各業務において必要と認める期間	廃棄	20-2	職員研修の実施に関する事項	研修実施に向けた準備・検討 研修実施 実施状況調査	研修実施の決定に関する文書 研修実施に関する文書 研修実施状況調査に関する文書	学校入校を伴うものは3年、その他は各業務において必要と認める期間	廃棄
21	福利厚生に関する事項					21	福利厚生等に関する事項				
21-1	児童手当の認定請求及び支給に関する事項	認定請求に関する業務 支給に関する業務	認定請求 支給	支給事由の消滅の日以後5年(ただし、支給状況報告は1年)	廃棄	21-1	児童手当の認定請求及び支給に関する事項	認定請求に関する業務 支給に関する業務	認定請求に関する文書 支給に関する文書	支給事由の消滅の日以後5年(ただし、支給状況報告は1年)	廃棄
21-2	児童手当の請求、届出等に関する事項(認定請求に関する事項を除く。)	請求(認定請求を除く)に関する業務 届出等に関する業務	請求(認定請求を除く) 届出等	3年	廃棄	21-2	児童手当の請求、届出等に関する事項(認定請求に関する事項を除く。)	請求(認定請求を除く)に関する業務 届出等に関する業務	請求(認定請求を除く)に関する文書 届出等に関する文書	3年	廃棄

